

論点に対する回答

省 庁 名	総務省
論 点	<p>以下の論点について、それぞれ下記回答欄にご回答ください。</p> <p>① 無線局免許及び無線従事者資格について、ドローン利用の普及・利用用途の拡大を踏まえ、指定された利用用途や機器であれば申請登録のみで使用可能とする等、より事業者負担軽減を図ることはできないのか。</p> <p>② 4G、5Gをはじめとした電波の上空利用について、</p> <p>i) 現在、実用化試験局制度により可能となっている携帯電話の上空利用について、事前準備から利用までの手続に通算2か月程度要しているところ、手続に要する期間を短縮化することはできないのか。</p> <p>ii) 今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大・価値上昇、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、ドローンに利用可能な帯域の拡充、上空利用を想定した5Gネットワークの整備を検討すべきではないか。</p>
	<p>【回 答】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線局を運用する場合は、原則として無線局免許が必要となる。 ただし、ドローンで多く利用されている2.4GHz帯の小電力データ通信システム等では、指定された機器（電波法に定める技術基準に適合していることを証明する技術基準適合証明等を受けた機器）を使用する場合は免許不要（無線従事者も不要）としており、利用者の負担軽減を図っている。 ・なお、より大きな出力の電波を利用する場合は、他の電波利用システムとの干渉や混信防止等、電波の適正な利用の確保を図る必要があるため無線局免許を必要としている。 ・更に、同様の観点から、他の無線局の運用に妨害を与えないことが前提となっている登録局としての運用は不適當である。 ・また、免許局については、原則として無線従事者による操作が必要となる。 ドローンにおける電波の利用に必要な「第3級陸上特殊無線技士」などの無線従事者資格は、国家試験の受験による方法の他、無線従事者養成課程の受講といった複数の方法で取得が可能な状況である。更に、後者の養成課程について

は、自宅のパソコンやスマートフォンを用いた学習（e-ラーニング）等により取得することも可能となっており、資格取得希望者の利便性向上を図っている。

②

- i) 現在は、実用化試験局制度により、個別で免許処理を行っているため、事前準備等を含め通算2ヶ月程度を要していたところ、手続きの簡素化や期間短縮の要望を踏まえ、2020年内に実用局化の制度整備を行う方向。これにより、ユーザがWeb経由等で携帯電話事業者に申請し数日程度で利用可能となる見込み。
- ii) 5G用周波数を含めドローンに利用可能な帯域の拡張については、一部に技術的な課題があるところではあるが、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討、拡充に向けた制度整備等に取り組んでまいりたい。